

# 令和4年度定期総会

ひょうご環境保全連絡会

# 次 第

## 令和4年度定期総会

### 議 事

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 令和3年度事業報告及び収支決算について     |
| 第2号議案 | 令和4年度事業計画及び収支予算（案）について  |
| 第3号議案 | ひょうご環境保全連絡会規約の改正（案）について |
| 第4号議案 | 役員を選任（案）について            |

## 令和3年度事業報告

### [本部事業]

#### 1 定期総会の開催（書面開催）

- 日 時 令和3年6月4日(金)（発出日）
- 議 事 第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算について  
第2号議案 令和3年度事業計画及び収支予算について  
第3号議案 ひょうご環境保全連絡会規約 第9条の改正（案）  
第4号議案 役員の変更（改選）について

#### 2 特別講演会の開催（オンライン開催）

- 日 時 令和3年6月11日(金)
- テ ー マ 2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素経営について
- 演 題 (1)気候危機と、動き出した脱炭素化  
公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 松尾 雄介 氏  
(2)中小企業の製造業が取り組む再エネ100%化  
株式会社二川工業製作所 藪本 大輔 氏

#### 3 臨時総会の開催（書面開催）

- 日 時 令和3年8月1日(日)（発出日）
- 議 事 第1号議案 ひょうご環境保全連絡会 役員の変更（改選）について

#### 4 理事会等の開催

##### (1) 第1回理事会（書面開催）

- 日 時 令和3年5月6日(木)（発出日）
- 議 事 令和3年度定期総会の日程及び総会提出議案について 等

##### (2) 第2回理事会（書面開催）

- 日 時 令和3年8月1日(日)（発出日）
- 議 事 ひょうご環境保全連絡会 役員の変更（改選）について

##### (3) 幹事会（書面開催）

- 日 時 令和3年6月7日(月)・令和3年10月7日(木)（発出日）
- 議 事 入会申込みについて

##### (4) 幹事会（オンライン開催）

- 日 時 令和4年3月18日(金)
- 議 事 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画について 等

##### (5) 監査（書面開催）

- 日 時 令和3年4月16日(金)（発出日）
- 議 事 令和2年度事業報告及び収支決算について

## 5 会員の新規入会

令和3年度定期総会開催以降、新たに2名の者からの入会の申込みがあり、幹事会においてこれを承認した。

- 株式会社二川工業製作所
- 鋼盛株式会社

## 6 情報交換、発信等

### (1) 情報配信

メールやホームページにより、環境に関する情報を随時配信した。

### (2) 環境保全団体等との連携、情報共有等

(公財)ひょうご環境創造協会や(公社)瀬戸内海環境保全協会と連携して、環境に関する情報の共有及び会員への情報提供等を行った。

## 7 普及啓発活動

### (1) ふれあいの祭典（エコフェスティバル）への出展

ミライがここにある！「水素教室」×「豊かで美しい海」をテーマに、パネルの展示・水素教室の開催及びFCV車を展示し、本会ブースへの来場者（約300名）及びFCV車展示見学者を対象に、啓発活動を実施した。

- 日 時 令和3年10月16日(土)、17日(日)
- 場 所 メリケンパーク（神戸市中央区波止場町2）



パネル展示



水素教室



FCV 車展示

### (2) 「豊かで美しい瀬戸内海」のおはなし（環境紙芝居）「アマモのもりへのぼうけん」の活用

① ホームページで貸出案内をし、希望者に貸出をしている。

② 兵庫県立大学環境人間学部学生団体「いきものずかん」、ひょうご環境創造協会及び広島県環境保健協会に各1部貸与し、活用している。

③ ふるさと兵庫こども環境体験推進事業「ひょうごエコロプロジェクト」と連携して、県内保育所において環境紙芝居を上演した。

④ 兵庫県水産技術センターとイオン明石ショッピングセンターが開催した「学ぼう豊かな海づくり」のイベント会場で、環境紙芝居を上演した。

⑤ 須磨海浜水族園企画展「ひょうごの海の魚を知ろう！」の会場で、環境紙芝居を展示するとともに、モニターで上演した。（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）



環境紙芝居



紙芝居上演の様子

(3) 「第3回ひょうごニュースecoフォーラム」への参加

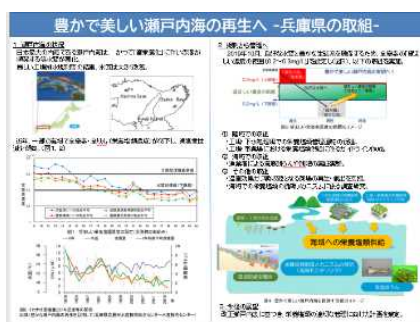
ひょうごの里山里海を守り育てる ～コロナ禍の先にある暮らし方～ をテーマに開催された「第3回ひょうごニュースecoフォーラム」で、本会の活動、次世代自動車について、兵庫県の取組みなどを紹介するポスターを展示し、学生や企業、団体など幅広い環境の担い手に情報を提供した。

○日 時 令和3年12月22日(水)

○場 所 姫路市文化コンベンションセンター (アクリエ姫路)



本会活動紹介のパネル



兵庫県の取組みのパネル



ひょうごニュースecoフォーラム会場の様子

(4) 兵庫県エコドライブ運動推進本部の活動

① 道路情報提供装置(電光掲示板)におけるエコドライブ啓発

兵庫県自動車公害防止月間である6月及び11月から1月にかけて、県道路保全課、県警、国道事務所、道路公社等の協力のもと、県内の国道・県道等に設置されている電光掲示板にエコドライブ啓発情報を掲載した。

② エコドライブ啓発キャンペーン

エコドライブの更なる定着を図るため、県民・市町・事業者・地域団体等に啓発資材を提供し、イベントを支援した。

【令和3年度啓発キャンペーン実施(主なもの)】

実施場所(市)	イベント名称等	実施日
加古川市	地球温暖化防止セミナー	7月30日
	親子環境教室	8月3日、7日
	環境セミナー	10月16日
神戸市	エコフェスティバル	10月16日、17日
加古川市	出前講座	10月22日、11月17日
	自然観察会	10月31日、11月28日
加東市	かとう冬のCOOL CHOICE ウィーク	12月19日～28日
たつの市	環境ポスター展	3月19日～21日

③ エコドライブシミュレーターの活用

エコドライブを手軽に楽しく体験できる場を広く提供するため、県が所有する「エコドライブシミュレーター」を市町等に貸出し、イベントを支援した。

【令和3年度エコドライブシミュレーター活用状況】

実施場所（市）	イベント名称等	実施日
加東市	かとう冬の COOL CHOICE ウィーク	12月19日～28日

④ エコドライブ啓発資材の作成等

エコドライブの実践を自主的に実施してもらうため、啓発用資材を作成し、会員や関係団体等に提供を行った。

⑤ エコドライブ啓発ちらしの作成

新たに自動車免許を取得する県民に、エコドライブ運転を心掛けてもらうため、ちらしを作成し、県内の自動車教習所に配布した。



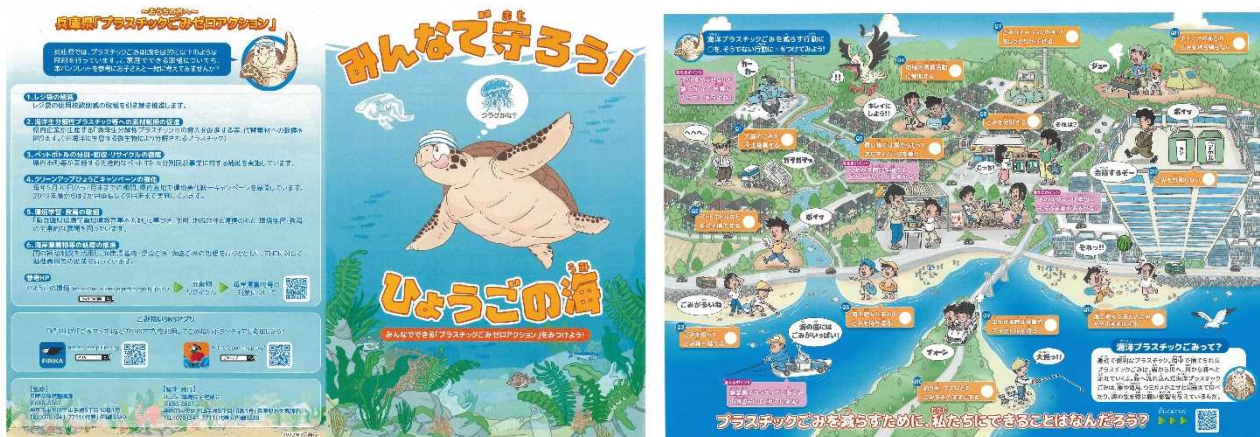
エコドライブ啓発ちらし

(5) 大気汚染防止法等の手引（令和3年10月）の作成・配布

大気汚染防止法等の手引（平成27年3月）を発行後、水銀等の排出規制や解体等現場からのアスベスト飛散防止対策の強化に関する法律改正があったことから、手引を改訂し会員に配布した。

(6) 「プラスチックごみゼロアクション」パンフレット（児童向け）の作成・配布

県内で課題となっているプラスチックごみの削減行動を児童（小学校低学年）に周知するため、パンフレットを作成し、配布した。



「プラスチックごみゼロアクション」パンフレット

(7) 「令和3年度活動報告会 ～豊かで美しいひょうごの海をめざして～」の共催  
ひょうごの海で様々な取り組みをしている地域団体、学生団体や漁業者等による活動報告を兵庫県と共催し、各団体の活動内容を広く発信するとともに、団体間の交流の場を提供した。

- 日 時 令和4年3月17日(水)
- 場 所 ラッセホール5Fサンフラワー
- 開催方法 会場とWEBのハイブリット方法
- 参加人数 83名 (会場20名、WEB63名)

(8) 広報資料等の配布等

環境保全に関する意識の高揚のため、パンフレット及び冊子等を配布等した。

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第8次水質総量規制関係資料</li> <li>② 水質汚濁防止法等の手引</li> <li>③ 大気汚染防止法等の手引</li> <li>④ 騒音・振動・悪臭関係法令の手引</li> </ul> | } | <p>※法令集(①～④)<br/>会員は入会・改訂時に無料配布、<br/>非会員は有料販売</p> |
|--|---|---|
- ⑤ エコドライブのすすめ(エコドライブ啓発リーフレット)
  - ⑥ 自動車学校を卒業されるみなさまへ(エコドライブ啓発ちらし)
  - ⑦ ディーゼル自動車等運行規制ナビゲーション(リーフレット)
  - ⑧ 豊かで美しい瀬戸内海の再生へー兵庫県の取組ー
  - ⑨ プラスチックごみゼロアクション
  - ⑩ みんなで守ろうひょうごの海

## 8 県、市町及び関係団体事業に対する協力及び支援等

### (1) 環境保全活動の支援

兵庫県内の環境保全のために活動している団体(8団体)に対して、活動に要する費用を助成した。(括弧内は団体の所在地)

- ◇ 明石 のはら くらぶ(明石市)
- ◇ 一般社団法人 いえしま自然体験協会(姫路市)
- ◇ コミュニティひばり 環境部会(宝塚市)
- ◇ 特定非営利活動法人 樹木研究会こうべ(神戸市)
- ◇ すまエコまちの会(神戸市)
- ◇ 住吉川小水力発電所を実現する会(西宮市)
- ◇ 特定非営利活動法人 たつの・赤トンボを増やそう会(たつの市)
- ◇ 福田川クリーンクラブ(神戸市)



自然環境動画作成



講座(座学)の様子



樹木選定講義の様子

- (2) 阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会への支援  
神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市及び川西市の7市で構成する連絡会のノーマイカーデー推進事業に協賛した。
- (3) 瀬戸内海環境保全活動等への支援  
瀬戸内海研究会議「令和3年度瀬戸内海の環境保全・創造研究ワークショップ」(令和3年12月8日(水))へ後援した。
- (4) クリーンアップひょうごキャンペーンへの協賛  
兵庫県、県下全市町、(公財)ひょうご環境創造協会で構成される「クリーンアップひょうごキャンペーン推進協議会」が主催する、県下全域における環境美化統一キャンペーンに協賛した。

## 9 その他

- (1) 会員から提案のあった啓発資材を作成し、環境保全、温暖化防止、資源循環等の幅広い活動に取り組む会員を県民に周知した。
- (2) 「サステナブル社会における身近な環境問題」をテーマにしたイベントに参加する県内の大学生に、本会が作成した「兵庫県の取り組み」のポスターを貸出し、環境問題を身近に感じてもらう機会を提供した。
- (3) 開催する予定であったいえしま☆わくわく自然体験については、開催予定日に兵庫県に緊急事態宣言が発出されていたため中止した。
- (4) 令和3年9月開催予定の第13回世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス13)は、オンライン開催となった。

### [支部事業]

<神戸支部(会員数：70)>

#### 1 支部運営委員会の開催

- 日 時 令和3年8月11日(水)
- 場 所 神戸市環境局 第2会議室
- 内 容 令和2年度支部事業報告、令和3年度支部事業計画等の審議

#### 2 環境保全活動の支援

(1) 神戸市内の中学生が取り組んだ研究や作品を発表する作品展に協賛した。

- ① 第65回神戸市立中学校技術・家庭科作品展  
令和3年9月30日(木)～10月3日(日)  
バンドー神戸青少年科学館  
展示作品数802点のうち、環境賞15作品
- ② 第69回神戸市立中学校理科作品展  
令和3年10月8日(金)～10月11日(月)  
バンドー神戸青少年科学館  
出展作品数260点のうち、環境賞20作品



環境賞受賞作品の一例



(2) 兵庫カーライフフェスタにおける環境啓発活動

次世代自動車の展示・試乗体験により「交通安全啓発」と「安全安心なカーライフの普及促進」を目的とした兵庫カーライフフェスタ 2021 に協賛した。

○実施期間 令和3年11月27日(土)、11月28日(日)

3 講習会の開催

○実施期間 令和4年1月20日(木)～2月28日(月)

○実施方法 eラーニング形式(解説付きパワーポイント)

○内 容 港島クリーンセンターの焼却処理施設を見学し、環境対策、ごみ発電、災害時の役割についてなどを配信した。

○参加者 27名

<阪神支部(会員数:97)>

1 支部運営委員会の開催(書面開催)

○日 時 令和3年7月20日(発送日)

○内 容 令和2年度事業報告・決算、令和3年度事業計画・予算について

2 支部会の開催(書面開催)

○日 時 令和3年8月10日(発送日)

○内 容 令和2年度事業報告・決算、令和3年度事業計画・予算について

3 先進地視察研修の実施

○日 時 令和4年1月19日(水)

○視 察 先 ①パナソニックエコテクノロジーセンター(加東市)

②ひょうご環境体験館(佐用町)

○参加者数 12名

○内 容

①循環型モノづくりを推進する家電リサイクルの先進拠点として、操業から20年を迎えた家電リサイクル工場を見学した。

②地球温暖化をはじめとする様々な環境問題について、“気づき、学び、知る”ことのできる体験型環境学習施設(令和3年3月リニューアルオープン)を見学した。



工場見学の様子



ひょうご環境体験館見学の様子

4 環境保全関係資料の配布

環境啓発グッズとして環境にやさしい「紙製ファイル」を作製し、阪神支部会員が開催する環境啓発イベント等で配布した。

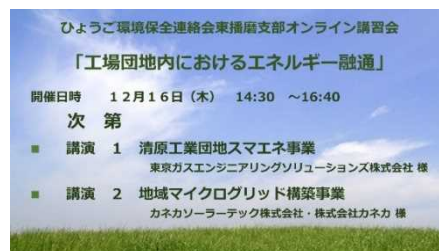
<東播磨支部(会員数：87)>

1 支部役員会の開催(書面開催)

- 日時 第1回 令和3年8月4日(水)(発送日)
- 第2回 令和3年10月29日(金)(発送日)
- 第3回 令和4年3月7日(月)(発送日)
- 内容 第1回 令和3年度の支部事業計画など
- 第2回 支部規約の改定等について
- 第3回 令和3年度の支部事業報告など

2 オンライン講習会の開催

- 日時 令和3年12月16日(木)
- テーマ 「工場団地内における  
エネルギー融通」



- 内容 演題：「清原工業団地スマエネ事業」  
講師：東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社  
産業スマートエネルギー営業グループ 岸本 淳 氏  
広報グループ 入江 徹 氏  
演題：「豊岡市における地域マイクログリッド構築に向けたマスタープラン作成事業」  
講師：株式会社カネカ  
エネルギーソリューション開発チーム  
チームリーダー 奈須野 善之 氏

3 環境保全活動への協賛

農業や生態系を守るため、特定外来生物である「ナガエツルノゲイトウ」の駆除を行う環境保護団体の活動に協賛した。

<北播磨支部(会員数：57)>

1 支部総会の開催(書面開催)

- 日時 令和3年8月31日(火)(発送日)
- 内容 令和2年度事業報告・決算、令和3年度事業計画・予算について

2 研修会の開催

- 日時 令和4年1月17日(月)
- 開催方法 WEB配信(YouTube)
- 内容 「SDGsで変わる世界、企業の取り組み」
- 講師 「ひょうごSDGsネットワーク」代表理事 林山 祐子 氏  
「ひょうごSDGsネットワーク」理事  
北播磨地域地球温暖化防止活動推進連絡会  
会長 大嶋 俊英 氏



WEB配信による研修会

### 3 環境保全活動への支援

啓発イベント等配付用に環境グッズを作成し、北播磨支部会員に配布、地球温暖化防止推進員研修会等のイベントで、参加者に配布した。

#### <西播磨支部(会員数：120)>

##### 1 支部運営委員会の開催(書面開催)

- 日 時 令和3年10月1日(金)(発送日)
- 内 容 令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画(案)

##### 2 西播磨支部 Web セミナーの開催

動画配信によりセミナーを開催した。

- 内 容 演題：「今から始めるSDGs～事業の成長を見据えた設備投資と人材確保～」  
講師：株式会社りそなホールディングス グループ戦略部  
SDGs推進室 室長 吉本 圭吾 氏
- 演題：「ESCO事業について」  
講師：Daigas エナジー株式会社  
ビジネス開発部 ES開発チーム  
マネジャー 乾 史樹 氏



動画配信セミナーの様子

### 3 環境保全活動への支援

- 西播磨支部管内で環境保全活動を行っている団体を助成した。
- 環境保全啓発資材を作成し、西播磨支部会員へ配布した。

#### <但馬支部(会員数：21)>

##### 1 支部運営会議の開催(書面開催)

- 日 時 第1回 令和3年5月25日(火)(発送日)
- 第2回 令和3年8月24日(火)(発送日)
- 内 容 第1回 令和2年度事業・清算報告、令和3年度事業計画・予算など
- 第2回 支部事業計画・支部事業予算の変更

##### 2 環境保全活動団体への協賛

クリーン但馬10万人大作戦推進協議会が実施する「クリーン但馬10万人大作戦事業」に協賛した。

##### 3 但馬の環境保全を考える事例発表会の実施

- 日 時 令和4年1月15日(土)13:30~16:00
- 開催場所 但馬文教府 ふるさと交流館多目的ルーム
- 参加者数 54名



事例発表会の様子



パネル展示

- 基調講演 「但馬の川と魚たち～多様性と課題～」 北垣 和也 氏  
事例発表・パネル展示

#### 4 環境保全活動への支援

環境保全活動に資する資料として、環境保全関係図書を会員に配布した。

#### <丹波支部(会員数：19)>

##### 1 支部総会の開催(書面開催)

- 日 時 令和3年7月16日(金)(発送日)  
○内 容 令和2年度事業報告、令和3年度事業計画等について

##### 2 研修会の開催(丹波地域不法投棄防止講習会と合同で開催)

- 日 時 令和4年2月10日(木)(発送日)  
○開催方法 資料送付  
○参加者数 106名  
○内 容 「兵庫県における環境事犯と対策について」  
講師：兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課  
監視班長 永田 佑輔 氏  
「廃プラスチック処理等と資源循環の取組について」  
講師：環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課  
課長補佐 松林 雅之 氏

##### 3 環境関連事業への協賛

丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアムのリニューアルを受けて開催された「中央分水界をゆく」ハイキング(主催：丹波県民局、開催日：11月13日、参加者数：19名)に協賛し、ホトケドジョウ生息地の説明パネルを作成した。

#### 4 環境保全活動への支援

環境保全活動に資する資料として、環境図書を会員に配布した。

#### <淡路支部(会員数：22)>

##### 1 支部総会の開催

- 日 時 令和3年10月21日(木)  
○場 所 洲本総合庁舎3階会議室A・B  
○参加者数 12名  
○内 容 役員改選、令和2年度支部事業・決算報告  
令和3年度事業・予算協議など



支部総会・研修会の様子

##### 2 支部研修会の開催(支部総会と同時開催)

- 参加者数 12名  
○内 容 「兵庫県の地球温暖化対策の推進について」  
講師：兵庫県農政環境部環境管理局  
温暖化対策課 副課長 満月 卓 氏

##### 3 環境保全活動への支援

- 環境にやさしい「ペーパー加湿器」及び自然保護啓発のための資料を配布した。  
○「環境立島淡路」での普及啓発活動として、「淡路環境のつどい」に協賛した。

[部会事業]

<漁業団体部会>

漁業者の森づくり・除伐作業事業の実施(共同団体：生活協同組合コープこうべ)

- 日 時 令和3年12月4日(土)
- 場 所 雌岡山(神出神社)
- 参加者数 75名
- 内 容 「豊かな森が豊かな海を育てます」を合言葉に、漁業関係者による森づくりを盛り上げ、漁場環境改善への一層の理解を深めるため、部会員並びにコープこうべ組合員等の参加者による除伐作業を行った。



伐採作業の様子

<住民・衛生団体部会>

1 豊岡市環境衛生推進協議会 ひょうご出前教室の開催

- 日 時 令和3年12月17日(金)
- 場 所 じばさん但馬 2階 第1交流センター
- 参加者数 30名
- 内 容 木築基弘氏から「食品ロスとプラごみから考えるSDGsとこれからの豊かな暮らし」について、また、村尾久司氏から「プラスチックおじさんのこだわりエコライフ～地球温暖化とプラごみ問題を何とかしたい私の奮闘・実践～」について講演いただいた。



出前教室の様子

2 三木市保健衛生推進協議会 小中学生に向けた環境教育事業への協賛

- 日 時 令和4年1月22日(土)から2月7日(月)まで
- 開催方法 オンライン配信
- 動画視聴回数 303回
- 内 容 「環境について学ぼう！オンラインエコツアー(清掃工場の内部に潜入！～家庭ごみを考えよう～)」(主催：三木市)に協賛し、地域環境の美化を推進するため、小中学生にごみの減量化について考える機会を提供した。

<環境調査部会>

例年10月に開催している視察研修会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み、開催しないこととした。



## 令和3年度収支決算書

(収入の部)

科 目	決 算 額	当 初 予 算 額	増 減	摘 要
会 費	9,921,000	9,977,000	△ 56,000	当初予算494会員 ※増減について:入・退会員の会費額の 差異及び会費額変更による差異
繰 越 金	5,989,916	5,989,916	0	
雑 収 入	41,254	40,061	1,193	手引販売代等
計	15,952,170	16,006,977	△ 54,807	

(支出の部)

科 目	決 算 額	当 初 予 算 額	増 減	摘 要
会 議 費	268,263	585,000	△ 316,737	総会等
管 理 費	3,119,447	3,268,000	△ 148,553	事務費、旅費、郵送料、雇用費等
事業推進費	6,136,652	8,862,900	△ 2,726,248	研修会経費、部会・支部事業費、広報推 進費等
予 備 費	0	3,291,077	△ 3,291,077	(会費入金までの事務執行費として)
計	9,524,362	16,006,977	△ 6,482,615	

(差引)

科 目	決 算 額	摘 要
収 入 額	15,952,170	
支 出 額	9,524,362	
差 引 額	6,427,808	次年度に繰越





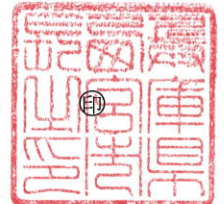
# 監査報告

ひょうご環境保全連絡会の令和3年度収支決算書について、証憑書類ならびに帳簿等につき監査したところ、収支状況は正確であることを認める。

令和4年4月14日

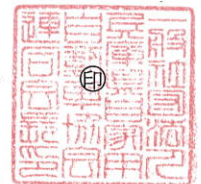
監 事 西 宮 市 長

石 井 登 志 郎



監 事 (一社)兵庫県自家用自動車協会連合会 会長

木 下 紘 一



監 事 関西熱化学㈱ 常務取締役 加古川工場長

長 谷 川 幸 英





## 令和4年度事業計画(案)

### 1 研修会等の開催

会員が相互に協力、行動し、“豊かで美しいひょうご”の実現を目指すため、環境先導社会を構築するための4つのキーワード、「自然共生」、「循環」、「脱炭素」及び「安全・快適」を主要なテーマとした事業を、全体、あるいは支部別、部会別を実施する。

### 2 情報の発信、共有等

#### (1) 情報配信等

本会ホームページ等を活用し、環境保全に関する情報や本会の活動等を発信する。

#### (2) 環境保全団体等との連携、情報共有等

(公財)ひょうご環境創造協会、(公社)瀬戸内海環境保全協会等の環境保全団体等と連携し、情報共有を図る。

### 3 普及啓発活動

#### (1) エコドライブ運動の推進

アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブを推進するため、本会内に設置している「兵庫県エコドライブ運動推進本部」において、県民への啓発活動を行う。

#### (2) 自然に親しむ機会の提供

県立いえしま自然体験センターと共同で、海に親しみを持てる内容の事業を行う。対象は、会員及び会員の家族。

#### (3) 環境学習の実施

本会で作成した環境紙芝居『アマモのもりへのぼうけん』を活用し、イベント等にて環境学習を実施する。

#### (4) 広報資料等の配布等

広報資料を配布するとともに、図書や広報物の整備、配布等を行う。

法改正等の状況をふまえ「水質汚濁防止法等の手引」等の改訂を行う。

#### 4 県、市町及び関係団体事業に対する協力及び支援等

##### (1) 環境保全活動の支援

県下各地域で行われる環境の保全と創造に資する環境保全活動に対して、活動費や資材購入費の助成等を行う。(4月：募集開始、6月：応募締切)

##### (2) 阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会への支援

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市の7市で構成される連絡会の環境対策事業を支援する。

##### (3) 瀬戸内海環境保全活動等への支援

各種団体等が実施する瀬戸内海の環境保全や意識の高揚に役立つ事業に対して、積極的に参画し、支援する。特に、瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携し、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組を推進する。

##### (4) ひょうご豊かな海発信プロジェクトへの支援

豊かな海のための取組みを地域に理解してもらうために県が主体となって実施する、ひょうご豊かな海発信プロジェクトを支援する。

##### (5) クリーンアップひょうごキャンペーンへの協賛

美しい街づくりやひょうごのイメージアップを図るため、県下全域における環境美化統一キャンペーンであるクリーンアップひょうごキャンペーンに協賛する。

##### (6) 中高生を対象とした「海ごみ環境学習」への支援

兵庫県の中高生を対象に、豊かな自然環境の中で、「海ごみ」の現状を知り、環境保全を実行することの大切さを学ぶ事業を支援する。

##### (7) その他

本会の目的と合致すると認められる事業に協力し、支援する。

## 令和4年度収支予算(案)

### (収入の部)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
会 費	9,826,000	9,977,000	△ 151,000	491会員 (令和4年度当初会員数)
繰越金	6,427,808	5,989,916	437,892	
雑収入	40,075	40,061	14	手引販売代等 (過去2年分の通常販売の実績並)
計	16,293,883	16,006,977	286,906	

### (支出の部)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
会 議 費	535,000	585,000	△ 50,000	総会等
管 理 費	3,220,000	3,268,000	△ 48,000	事務費、旅費、郵送料、雇用費等
事業推進費	9,569,000	8,862,900	706,100	研修会経費、部会・支部事業費、 広報推進費等
予 備 費	2,969,883	3,291,077	△ 321,194	(会費入金までの執行費として)
計	16,293,883	16,006,977	286,906	



## ひょうご環境保全連絡会規約の改正(案)について

兵庫県の組織改正に伴う変更を受け、規約第16条第2項について、以下の改正案のとおりとする。

### 改正案 (下線部が改正する部分)

現行	改正案
(事務局) 第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局は、兵庫県農政環境部環境 <u>管理</u> 局水大気課に置く。	(事務局) 第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局は、兵庫県環境部水大気課に置く。

ひょうご環境保全連絡会規約 抜粋 <下線部分を改正>

制 定 平成 26 年 6 月 25 日  
改 正 令和 3 年 6 月 11 日  
改 正 令和 4 年 月 日

(名称)

第1条 本会は、ひょうご環境保全連絡会と称する。

<中略>

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。  
2 事務局は、兵庫県環境部水大気課に置く。

(規約の改正)

第17条 本規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

(補足)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 月 日から施行する。





役員を選任(案)について

本会役員について、令和3年度の事業報告にかかる総会（令和4年6月）で任期満了を迎えるため、下表のとおり選任することを提案する。

(敬称略)

役員名		役員氏名	所属団体役職名
理事	会長	齋藤元彦	兵庫県知事
〃	副会長	安藤嘉人	川崎重工業(株) 総務本部環境・エネルギー管理部長 (兵庫県環境保全管理者協会)
〃	〃	原岡謙一	(一社)兵庫県トラック協会会長
〃	〃	田沼政男	兵庫県漁業協同組合連合会代表理事会長
理事		久元喜造	神戸市長
〃		清元秀泰	姫路市長
〃		稲村和美	尼崎市長
〃		泉房穂	明石市長
〃		石井登志郎	西宮市長
〃		山崎晴恵	宝塚市長
〃		小寺博史	兵庫県商工会連合会会長
〃		家次恒	兵庫県商工会議所連合会会頭
〃		長尾真	(公社)兵庫県バス協会会長
〃		木下紘一	(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会会長
〃		長屋充	三菱重工業(株) シニアフェロー 神戸造船所長
〃		若木明德	日本製鉄(株) 瀬戸内製鉄所 広畑地区 副所長
〃		長谷川幸英	関西熱化学(株) 常務取締役 加古川工場長
〃		秋山和裕	(公財)ひょうご環境創造協会理事長
〃		浅野純一	関西電力(株) 火力事業本部火力運営部長
〃		平野利幸	(株)クボタ阪神工場 副工場長
〃		泥俊和	(株)神戸製鋼所 安全・環境部担当役員補佐
〃		菅範昭	兵庫県環境部長
監事		岡田康裕	加古川市長
〃		渡部完	兵庫県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長
〃		佐賀義能	大阪ガス(株) 総務部 環境管理室長

※任期は、令和5年度の事業報告にかかる総会(令和6年6月)までとする。

【参考】本会規約 抜粋

<p>第5条 本会に次の役員を置く。                  (1) 会長 1名                  (2) 副会長 4名以内                  (3) 理事 30名以内(会長、副会長を含む)                  2 理事及び監事は、総会において会員のなかから選任する。                  第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。</p>
---



## ひょうご環境保全連絡会

規						約
会	計	処	理	規		程
会	費	に	関	す	る	規
幹	事	会	運	営	規	程
部	会	設	置	規		程
支	部	設	置	規		程
兵	庫	県	エコ	ドライブ	運動	推進
ひ	ょう	ご	環境	保全	活動	助成
					金	交付
						要領



## ひょうご環境保全連絡会規約

制 定 平成 26 年 6 月 25 日

改 正 令和 3 年 6 月 11 日

(名称)

第 1 条 本会は、ひょうご環境保全連絡会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員が相互に協力し行動することによって、生活環境の保全に加え、温暖化防止、生物多様性及び資源循環等に関する思想の普及及び意識の高揚に努め、環境の保全と創造を総合的かつ効果的に推進することにより、“豊かで美しいひょうご”の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境の保全に必要な事業の企画、立案、実践活動の実施
- (2) 環境の保全に関する思想の普及及び意識の高揚
- (3) 環境の保全に関する情報の収集及び交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同する県、市、町、関係団体及び事業者等で構成する。

2 会員は、幹事会の承認を得て入会し、総会において報告されるものとする。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 4 名以内
  - (3) 理事 30 名以内 (会長、副会長を含む)
  - (4) 監事 3 名
- 2 理事及び監事は、総会において会員のなかから選任する。ただし、理事のうち 1 名は、兵庫県環境部長の職にあるものを充てる。
- 3 会長、副会長は、理事の互選による。

(役員職務)

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 役員については、あらかじめ指定された者が当該役員の職務を代行することができる。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者が職務を行うものとする。

(顧問)

第 8 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は、自ら意見を述べることができる。

(総会)

- 第9条 総会は、毎年1回定期に開催するほか、必要に応じ開催する。
- 2 総会は、会長が招集し、議長は出席した会員の中から選出する。
- 3 総会は、会員の過半数による出席及び第5項の規定に基づく委任状の提出（以下「出席等」という。）、又は会員の過半数による第6項の規定に基づく書面の提出（以下「書面の提出」という。）をもって成立し、議事は出席等をした者又は書面の提出をした者の過半数で決定する。
- 4 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
- (1) 予算及び事業計画の決定
  - (2) 決算及び事業報告の承認
  - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 5 総会に出席できない会員は、委任状を提出し、代理人によって議決権を行使することができる。
- 6 会長は、特別な事情により総会に会員を招集することが困難であると会長が認めるときは、会長が総会の決議の目的である事項について提案をし、当該提案につき会員に書面の提出（電磁的方法を含む。）による議決権の行使を求めることができる。

(理事会)

- 第10条 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。
- 2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を決定する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(幹事会)

- 第11条 本会に、本会の事業の円滑な推進を図るため、幹事会を置く。
- 2 幹事は、役員が所属する団体等が推薦する者から会長が指名するものをもって充てる。

(部会)

- 第12条 本会に、多様な事業展開を図るため、部会を置くことができる。

(支部)

- 第13条 本会に、各地域に応じた事業を推進するため、地域毎に、支部を置くことができる。

(会計)

- 第14条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
ただし、本連絡会の設立時にあっては、平成26年6月25日から平成27年3月31日までとする。

(会費)

- 第15条 会員は、別に定める会費を所定の期日までに納入するものとする。

(事務局)

- 第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、兵庫県農政環境部環境管理局水大気課に置く。

(規約の改正)

- 第17条 本規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

(補足)

- 第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則  
この規約は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附 則  
この規約は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。





## ひょうご環境保全連絡会 会計処理規程

制 定 令和4年5月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、ひょうご環境保全連絡会（以下「連絡会」という。）の会計処理を適正かつ円滑に行うことを目的とし、ひょうご環境保全連絡会規約第18条に基づき必要な事項を定める。

(口座の開設)

第2条 連絡会の口座は、株式会社三井住友銀行に開設するものとする。

(会計責任者)

第3条 会計事務を統括させるため、連絡会事務局に会計責任者を置く。

2 会計責任者は、事務局長とする。

(出納責任者及び出納員)

第4条 会計責任者の事務を補助するとともに、金銭の出納及び保管に関する事務を統括させるため、連絡会事務局に出納責任者を置く。

2 出納責任者は事務局次長とする。

3 金銭の出納及び保管に関する事務を行わせるため、連絡会事務局に出納員を置く。

4 出納員は出納責任者の指示を受けて、その業務を行うこととする。

(会計帳簿等)

第5条 会計責任者は、連絡会の財務の状況を明らかにするため、次に掲げる会計帳簿等を備えて、正確かつ明瞭に所要の事項を記録しなければならない。

(1) 収入経理簿

(2) 支出経理簿

(3) 預金出納帳

(4) その他必要な帳簿

(帳簿書類の保存)

第6条 会計帳簿等及び収入支出の関係書類は、5年間保存しなければならない。

(現金等の保管)

第7条 会計責任者は、現金、預金通帳その他これに類するものを厳重に保管しなければならない。

(金銭の過不足)

第8条 出納員は、会計年度ごとに1回以上、預貯金の残高と第5条(3)の預金出納帳との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

(収入)

第9条 会計責任者は、収入しようとするときは、別に定める収入決定書により、収入金額等を明確にしなければならない。

2 収入金を領収したときは、領収書を発行しなければならない。ただし、金融機関への振込みの方法により入金する場合は、原則として領収書を発行しないものとする。

(督促)

第10条 会計責任者は、納入すべき金額を納期限までに完納しない者に対しては、督促し、収入の確保を図らなければならない。

(支出)

第11条 会計責任者は、支出しようとするときは、別に定める支出決定書により、支出金額等を明確にしたうえで決定しなければならない。

(支払方法)

第12条 出納員が金銭を支払う場合には、前条に基づき決定された支出決定書に基づき行わなければならない。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、現金払その他これによりがたい場合として会計責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(前金払)

第13条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 前金で支払をしなければ契約し難い請負、委託、購入及び借入に要する経費
- (2) その他前金払をしなければ事務の取扱に支障を来す経費

(概算払)

第14条 概算払をしなければ事務の取扱に支障を来す経費として会計責任者が認めるものについては、概算払とすることができる。

2 概算払を受けた者は、用件終了後、速やかに関係書類を事務局に提出し、精算しなければならない。なお、精算残金があるときは、同時に返納しなければならない。

(資金前渡)

第15条 次に掲げる経費については、出納員に資金前渡をすることができる。

- (1) 謝金及びこれに類する経費
  - (2) 前号に掲げるもののほか、資金前渡で支払いをしなければ事務の取扱に支障を来す経費
- 2 資金前渡を必要とする場合には、予め第11条に基づく支出決定書を、資金前渡を行うこと及び資金前渡を受ける者を明記したうえで行わなければならない。
  - 3 資金前渡を受けた者は、用件終了後、会計責任者に対して速やかに関係書類を添付し、精算しなければならない。

(物品)

第16条 物品は、現金以外の一切の動産をいう。

- 2 物品は、備品及び消耗品に分類する。
- 3 備品は、使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格が10万円以上の物品とする。
- 4 備品については、備品出納簿により、備品の出納状況を整理し、適正に管理しなければならない。

(購入等)

第17条 物品の購入、譲受又は修繕をしようとするときは、あらかじめ会計責任者の決裁を受けなければならない。

(備品の処分)

第18条 修理を加えても使用に耐えないと認められる備品又はその他の理由により不要となった備品を、売却又は廃棄しようとするときは、あらかじめ会計責任者の決裁を受けなければならない。

(契約の方法)

第19条 契約は、地方自治法及び地方自治法施行令並びに財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の規定に準じて行うものとする。

(旅費)

第20条 事務局職員等が連絡会用務のために業務命令を受けて出張したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の計算等に関しては、原則として職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定によるものとする。

(収支決算)

第21条 会計責任者は、毎会計年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、収支決算書を作成し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、決算について監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(繰越)

第22条 連絡会の決算に余剰金があるときは、翌年度会計へ繰越すものとする。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、会計その他に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月12日から施行し、令和4年会計年度から適用する。

## 会費に関する規程

制 定 平成26年6月25日

改 正 令和元年5月10日

ひょうご環境保全連絡会規約第15条に規定する会員の会費は、この規程に定めるところによる。

### (会費)

第1条 会員の会費は、年額とし、別紙のとおりとする。

### (納入期日)

第2条 本会の会費は、毎年7月末までに納入しなければならない。

- 2 年度途中で加入したときは、加入月日にかかわらず、加入後速やかに年会費を納入しなければならない。
- 3 年度途中で会費額の変更等の事由が生じたとき、もしくは退会したときは、既に納入された会費は返還しないものとする。

### 附 則

本規程は、平成26年6月25日から施行する。

### 附 則

本規程は、令和元年5月10日から施行する。

会員種別		会費(年額)	
1	兵庫県	550,000 円	
2	市町		
	(1) 神戸市	60,000 円	
	(2) 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法上の政令市(神戸市を除く)	40,000 円	
	(3) 上記以外の市(豊岡市、養父市を除く)	30,000 円	
	(4) 豊岡市、養父市	16,000 円	
	(5) 町(新温泉町、香美町を除く)	15,000 円	
	(6) 新温泉町、香美町	8,000 円	
3	(一社)兵庫県トラック協会	35,000 円	
4	兵庫県漁業協同組合連合会	35,000 円	
5	兵庫県内水面漁業協同組合連合会	15,000 円	
6	各種団体		
	(1) 事務局の職員数 10名以上	35,000 円	
	(2) 事務局の職員数 5名以上10名未満	20,000 円	
	(3) 事務局の職員数 5名未満	8,000 円	
7	工場・事業場		
	〔最大排出ガス量〕	〔最大排水量〕	
	(1) 4万Nm <sup>3</sup> /H以上	1万m <sup>3</sup> /日以上	60,000 円
	(2) 4万Nm <sup>3</sup> /H以上	5千m <sup>3</sup> /日以上1万m <sup>3</sup> /日未満	50,000 円
	(3) 4万Nm <sup>3</sup> /H以上	5千m <sup>3</sup> /日未満	40,000 円
	(4) 4万Nm <sup>3</sup> /H以上	—	35,000 円
	(5) 1万Nm <sup>3</sup> /H以上4万Nm <sup>3</sup> /H未満	1万m <sup>3</sup> /日以上	50,000 円
	(6) 1万Nm <sup>3</sup> /H以上4万Nm <sup>3</sup> /H未満	5千m <sup>3</sup> /日以上1万m <sup>3</sup> /日未満	40,000 円
	(7) 1万Nm <sup>3</sup> /H以上4万Nm <sup>3</sup> /H未満	5千m <sup>3</sup> /日未満	25,000 円
	(8) 1万Nm <sup>3</sup> /H以上4万Nm <sup>3</sup> /H未満	—	20,000 円
	(9) 1万Nm <sup>3</sup> /H未満	1万m <sup>3</sup> /日以上	40,000 円
	(10) 1万Nm <sup>3</sup> /H未満	5千m <sup>3</sup> /日以上1万m <sup>3</sup> /日未満	25,000 円
	(11) 1万Nm <sup>3</sup> /H未満	5千m <sup>3</sup> /日未満	15,000 円
	(12) 1万Nm <sup>3</sup> /H未満	—	8,000 円
	(13) —	1万m <sup>3</sup> /日以上	35,000 円
	(14) —	5千m <sup>3</sup> /日以上1万m <sup>3</sup> /日未満	20,000 円
(15) —	5千m <sup>3</sup> /日未満	8,000 円	
(16) 上記に該当しない工場・事業場		8,000 円	
8	運輸関係事業場(自家用自動車使用者を含む)		
	(1) バス・トラック使用台数 200台以上	35,000 円	
	(2) バス・トラック使用台数 100台以上200台未満	20,000 円	
	(3) バス・トラック使用台数 100台未満	8,000 円	
9	調査・処理計測機器等に関する事業場		
	(1) 従業員数 40名以上	35,000 円	
	(2) 従業員数 20名以上40名未満	20,000 円	
	(3) 従業員数 20名未満	8,000 円	

## 幹事会運営規程

制 定 平成26年6月25日  
改 正 平成27年5月15日  
改 正 平成28年5月17日  
改 正 平成29年5月12日  
改 正 平成30年5月11日  
改 正 令和元年5月10日  
改 正 令和2年4月20日  
改 正 令和3年5月14日  
改 正 令和4年5月12日

ひょうご環境保全連絡会(以下「連絡会」という。)規約第11条の規定に基づき幹事会の運営を、次のように定める。

(構成)

第1条 幹事は、別紙に掲げる者で構成する。

(会議の招集)

第2条 幹事会の招集は、兵庫県環境部長の職にある理事が行い、幹事会の議長となる。

2 幹事会で協議した事項は、各幹事から役員に報告するものとする。

(幹事会の庶務)

第3条 幹事会の庶務は、連絡会の事務局が行う。

附 則

本規程は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

本規程は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

本規程は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

本規程は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

本規程は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

本規程は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

本規程は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

本規程は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

本規程は、令和4年5月12日から施行する。

## ひょうご環境保全連絡会幹事名簿

所 属	職
兵庫県	水大気課長
神戸市	環境保全課長
姫路市	環境政策室主幹
尼崎市	環境保全課長
明石市	環境保全課長
西宮市	環境保全課長
加古川市	環境保全課長
宝塚市	環境政策課長
兵庫県漁業協同組合連合会	指導部課長役
兵庫県内水面漁業協同組合連合会	事務局長
兵庫県環境保全管理者協会	事務局長
兵庫県商工会議所連合会	神戸商工会議所理事・産業部長
兵庫県商工会連合会	専務理事
(一社)兵庫県トラック協会	業務部次長
(公社)兵庫県バス協会	専務理事
(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会	常務理事
川崎重工業(株)	総務本部環境・エネルギー管理部基幹職
日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所 広畑地区	安全環境防災部環境防災室長
三菱重工業(株)神戸造船所	安全環境施設管理グループ主席技師
関西熱化学(株)加古川工場	環境保安部長
(公財)ひょうご環境創造協会	常務理事兼環境創造部長
大阪ガス(株)	総務部 環境管理室長
関西電力(株)	火力事業本部火力運営部門発電グループチーフマネージャー
(株)クボタ阪神工場	尼崎環境安全課長
(株)神戸製鋼所	安全・環境部環境防災グループ次長
神戸県民センター	県民交流室室長補佐兼県民・産業振興課長
阪神北県民局	県民交流室室長補佐兼環境課長
東播磨県民局	地域振興室環境課長
北播磨県民局	県民交流室環境課長
西播磨県民局	県民交流室環境課長
但馬県民局	地域政策室室長補佐兼環境課長
丹波県民局	県民交流室室長補佐兼環境課長
淡路県民局	交流渦潮室環境課長



## 部会設置規程

制 定 平成26年 6 月25日

改 正 令和 2 年 4 月20日

ひょうご環境保全連絡会（以下「連絡会」という。）規約第12 条の規定に基づく部会の設置について、次のように定める。

### （設置）

第 1 条 連絡会に次の部会を置く。

- 事業場部会
- 運輸関係部会
- 漁業団体部会
- 住民・衛生団体部会
- 環境調査部会
- 行政部会

### （構成）

第 2 条 事業場部会、運輸関係部会、漁業団体部会、住民・衛生団体部会、環境調査部会、行政部会（以下「各部会」という。）は、連絡会のそれぞれの会員で構成する。

2 各部会は、連絡会の関係事業の計画及び実施について協議する。

### （部会長）

第 3 条 各部会（住民・衛生団体部会を除く。第 5 項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に部会長を置く。

- 2 部会長は、各部会に所属する役員の互選とする。
- 3 部会長は、必要に応じそれぞれ各部会を招集し、その議長となる。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する役員がその職務を代行する。
- 5 会長、副会長及び兵庫県環境部長の職にある理事は、各部会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 各部会で協議した事項は、部会長より会長に報告するものとする。

### （各部会の庶務）

第 4 条 各部会の庶務は、各部会長が所属する団体等が行う。

### 附 則

本規程は、平成26年 6 月25日から施行する。

### 附 則

本規程は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。



## 支部設置規程

制 定 平成26年 6 月25日

ひょうご環境保全連絡会（以下「連絡会」という。）規約第13 条の規定に基づき支部の設置について次のように定める。

### （設置）

第1条 連絡会に次の支部を置く。

神戸支部  
阪神支部  
東播磨支部  
北播磨支部  
西播磨支部  
但馬支部  
丹波支部  
淡路支部

2 支部が管轄する地域は、神戸市及び兵庫県各県民局の管轄地域と同一とする。

### （事業）

第2条 支部は、地域会員の相互協力を図り、支部が管轄する地域において、規約第3条に基づく事業について、当該地域に応じた事業（ただし、連絡会本部事業を除く。）を必要に応じ、行うことができるものとする。

2 支部の事業の実施については、あらかじめ実施計画書を会長に提出し、その承認を得るものとする。

3 支部の事業が完了したときは、実績報告書を会長に提出するものとする。

### （費用）

第3条 支部の事業に要する費用については、連絡会が負担する。

2 支部は、実施計画書に基づく事業に要する費用について、あらかじめ、会長に請求することができる。

3 支部は、事業が完了したときは、精算報告書を提出するものとする。

### （支部長）

第4条 支部に支部長を置く。

2 支部長は、支部に所属する会員の互選による。

3 支部長は、必要に応じ、支部会を招集し、その議長となる。

4 支部長に事故があるとき、あらかじめ支部長の指名する支部会員がその職

務を代行する。

5 支部で協議した事項は、支部長から会長に報告するものとする。

(支部の庶務)

第5条 各支部の庶務は、各支部長が所属する団体等が行う。

(分会)

第6条 各支部に、必要に応じ分会を置くことができる。

2 この場合、第2条から前条までの規定中「支部」とあるのは「支部分会」と、「支部長」とあるのは「支部分会長」とする。

附 則

本規程は、平成26年6月25日から施行する。

## 兵庫県エコドライブ運動推進本部規程

制 定 平成26年 6 月25日

### (目的)

第1条 県民・事業者・行政一体となって、アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブの実践活動及び啓発活動を推進するために、「ひょうご環境保全連絡会(以下「連絡会」という。)」のなかに、「兵庫県エコドライブ運動推進本部(以下、「推進本部」という。)」を設置する。

### (事業)

第2条 推進本部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) エコドライブの率先実施に関すること。
- (2) エコドライブの啓発活動に関すること。
- (3) その他、推進本部の目的達成に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、エコドライブを先導的に実践する会員で構成する。

### (役員)

第4条 推進本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
  - (2) 副本部長 4名以内
- 2 本部長及び副本部長は、連絡会の会長及び副会長をもって充てる。

### (庶務)

第5条 推進本部の庶務は、連絡会の事務局が行う。

### 附 則

本規程は、平成26年 6 月25日から施行する。



## ひょうご環境保全活動助成金交付要領

制 定 平成26年 8 月 1 日  
改 正 平成27年 6 月23日  
改 正 令和元年 5 月10日

### (目的)

第1条 この助成金は、環境の保全と創造に関する活動を行っている団体に対し、その活動経費の一部を助成し、環境保全活動の一層の拡充を図ることにより、環境の保全と創造に資することを目的とする。

### (助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、以下に示すすべての要件に該当するものとする。

ただし、過去にひょうご環境保全連絡会（以下、「連絡会」という。）または連絡会の前身団体である兵庫県大気環境保全連絡協議会及び兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会のいずれかからの助成をあわせて5回以上受けている団体は原則として対象外とする。

- (1) 会則または規約等を有していること。
- (2) 団体としての意志決定により事業執行ができ、確実な経理処理ができること。
- (3) 活動の本拠地が県内にあり、県内で活動する団体であること。

### (助成対象活動)

第3条 助成対象となる活動は、以下に示す活動のいずれかに該当するものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する思想の普及及び意識の高揚のための活動
- (2) 環境の保全と創造に関する情報の収集及び交換のための活動
- (3) 環境の保全と創造に関する調査研究活動
- (4) その他選考委員会が本要領の目的に合致すると認めた活動

### (助成対象外活動)

第4条 第3条の規定に該当する活動のうち以下に示す活動のいずれかに該当するものについては助成の対象とはならないものとする。

- (1) 公共団体又は公共団体が設立した団体による活動
- (2) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動
- (3) 他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- (4) その他選考委員会が適当でないと認めた活動

### (助成金交付の対象経費)

第5条 助成金は、次の各号に掲げる活動に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 講師及び指導者に対する謝礼及び旅費
- (2) 活動のための印刷費及び消耗品等の購入費
- (3) 活動のために使用する会場、車両又は備品等の借上料
- (4) 活動のための保険料及び郵送料
- (5) その他活動に必要なと認められる経費

### (申請書の提出)

第6条 助成を受けようとする団体の代表者は、助成金交付申請書（様式1）をひょうご環境保全連絡会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

### (助成金の決定)

第7条 会長は、申請書を受理し適当と認めるときは、選考委員会の審査により交付の決定を行い通知する。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、会長、副会長の所属する団体の幹事で構成する。選考委員会委員長は会長の所属する団体の幹事とし、委員長がこれを招集する。委員長は、幹事の所属する団体から指名した者を選考委員に加えることができる。

2 選考委員は20名以内とする。

3 委員長は、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、選考委員会を開催したものとみなすことができる。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、第11条の実績報告書を受領後に交付する。ただし、活動内容から、事後では不都合となる場合には申請者の申し出により事前に交付することができる。

(助成金の限度額)

第10条 一団体一会計年度10万円を限度とし、ひょうご環境保全連絡会の予算の範囲内で交付する。

(報告書の提出)

第11条 助成金の交付決定を受けた団体の代表者は、助成対象の活動が終了したときは、すみやかに、実績報告書(様式2)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 会長は、助成金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の一部または全部を返還させることができる。

(1) 助成金を目的外に使用したとき。

(2) 申請書又は報告書に虚偽の記載があったとき。

(3) 助成金交付の条件に違反したとき。

(4) 助成金交付後活動を中止したとき。

(その他)

第13条 その他必要な事項については、選考委員会で協議、決定するものとする。

附 則

本要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

本要領は、令和元年5月10日から施行する。



